

告示

埼玉県告示第七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

嵐山ショッピングセンター

埼玉県比企郡嵐山町むさし台三―二十七―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時五十分

（変更後）午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場A 午前八時四十分から午後十時

駐車場B 午前八時四十分から午後十時

駐車場C 午前八時四十分から午後十時

（変更後）駐車場A 午前八時四十分から午後十時

駐車場B 午前八時四十分から午後十時

駐車場C 午前八時四十分から翌午前零時三十分

ハ 変更年月日

平成三十一年二月十一日

ニ 届出年月日

平成三十一年一月十六日

二 縦覧期間

平成三十一年一月二十九日から平成三十一年五月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年一月二十九日から平成三十一年五月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課